

令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業」  
料金値引き終了のお知らせ

2024年5月1日

プランビーエナジー

プランビーエナジー(以下、「当社」といいます)は、政府が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」(以下、「本事業」といいます。)に参加し、電気料金の値引きを実施してまいりました。このたび、国の方針に基づき、令和5年度における本事業が下記の適用期間の満了をもって終了することが決定されました。その旨と、令和5年度の本事業に基づく措置の内容を、改めて下記にてお知らせ申し上げます。

記

1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」概要

2022年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。  
詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)をご覧ください。

2. 適用対象

当社と低圧の電気需給契約を締結されているお客さま

※当月のご使用量がない場合等、固定額の請求となる料金は割引されません。

3. 適用期間

2024年1月の検針日から2024年6月の検針日の前日までのご利用料金に適用

※適用期間満了後は、全事業者において、本事業に基づく値引きの適用が終了します。

4. 割引概要

料金割引は、燃料費等調整単価から、以下の割引単価(税込)を差し引くことにより実施します。なお、割引適用について、お客さまからのお申込みは不要です。

電気(低圧)	3.50 円/kWh
--------	------------

※ただし、3. に定める適用期間の最終月の割引単価は以下のとおりとします。

電気(低圧)	1.80 円/kWh
--------	------------

5. 国の事業内容に関するお問い合わせ

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局(資源エネルギー庁)お客様向け窓口

<フリーダイヤル> 0120-013-305

受付時間 9~17時(年末年始を除く)

以上